

議案第45号

西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月29日

西脇市長 片山象三

(理由)

同一傷病による休職の通算規定を見直し、休職を命ぜられた職員の十分な療養期間を確保するため。

西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例

西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例（平成17年西脇市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(休職の効果) 第7条 (略) 2 前項の規定により定められた日から引き続き別表に掲げる期間に満たない場合には、その休職を発生させた日から引き続き別表に掲げる期間を超えない範囲内において、これを更新することができる。ただし、第5項の規定により復職を命ぜられた日から1年（精神疾患にあつては3年）以内に再び法第28条第2項第1号の規定に該当する場合には、前の休職の期間を通算する。 3～7 (略)	(休職の効果) 第7条 (略) 2 前項の規定により定められた日から引き続き別表に掲げる期間に満たない場合には、その休職を発生させた日から引き続き別表に掲げる期間を超えない範囲内において、これを更新することができる。ただし、第5項の規定により復職を命ぜられた日から1年（精神疾患にあつては3年）以内に再び法第28条第2項第1号の規定に該当する場合には、前の休職の期間を通算する。 3～7 (略)	(休職の効果) 第7条 (略) 2 前項の規定により定められた日から引き続き別表に掲げる期間に満たない場合には、その休職を発生させた日から引き続き別表に掲げる期間を超えない範囲内において、これを更新することができる。ただし、第5項の規定により復職を命ぜられた日から6月以内に再び法第28条第2項第1号の規定に該当する場合には、前の休職の期間を通算する。 3～7 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例第7条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に発令する休職の処分について適用し、同日前に発令した休職の処分については、なお従前の例による。